

県営水道の管理者が職員の任免について知事の同意を得なければならない者等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十号

県営水道の管理者が職員の任免について知事の同意を得なければならない者等を定める規則の一部を改正する規則

県営水道の管理者が職員の任免について知事の同意を得なければならない者等を定める規則（昭和四十二年三月奈良県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「次長、課長」の下に「室長、参事」を、「課長補佐」の下に「室長補佐」を加える。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。